

平成 29 年度 タイヤ空気圧監視システム導入促進助成事業実施要領

平成 29 年 4 月 1 日
一般社団法人徳島県トラック協会

1. 予算額

平成 29 年度 70 万円

2. 助成対象機器等

全車輪にセンサーを装着し、運転席においてタイヤ空気圧とタイヤ内温度を常時監視することができるモニターを備えた保安基準適合機器とする。

【参考】

◇(株)オレンジジャパン TPchecker HT430

◇横浜ゴム(株) HiTES (ハイトス)

3. 助成額

助成額は、以下のとおりとする。

車両総重量 8t 未満 導入費用の 1/2 上限 30,000 円/1 台

車両総重量 8t 以上 導入費用の 1/2 上限 50,000 円/1 台

※トラクタ（けん引車）とトレーラー（被けん引車）はセットで 1 台とする。

4. 助成台数

助成台数は、合計で 1 事業者 5 台までとする。

5. 実施期間等

申請受付期間は、平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 5 日までとする。

期間中に購入、取付、支払等が全て完了し助成金申請書が提出できること。

※受付期間内であっても当年度の予算額に達した時点で受付を終了することとする。

6. 交付要綱

「タイヤ空気圧監視システム導入促進助成金交付要綱」のとおり

タイヤ空気圧監視システム導入促進助成金交付要綱

平成29年4月1日 制定
一般社団法人 徳島県トラック協会

（目 的）

第1条 タイヤ空気圧を常時監視することにより、タイヤ異常をいち早く知ることができる。また、適正なタイヤ空気圧を保つことにより、燃費の向上とタイヤの偏摩耗を防ぐことにもつながり、急なバースト等による重大なトラブルを回避することを目的とする。

（対象機器）

第2条 タイヤ空気圧とタイヤ内空気温度を常時監視することができるモニターを室内に備えた保安基準に適合した機器とし、全車輪にセンサーを装着すること。

（助成対象）

第3条 第2条の対象機器を導入する会員事業者（以下「事業者」という。）に対して助成を行う。

（装着対象車両）

第4条 第2条の対象機器を装着する車両は、徳島県内に使用の本拠を置く営業用（緑ナンバー）貨物自動車とする。

（助成金の交付額）

第5条 助成金の交付額は、毎年実施要領で定めることとする。
また、助成限度台数についても毎年実施要領で定めることとする。

（助成金の請求）

第6条 事業者は、毎年実施要領で定める申請受付期間中に、様式1の「タイヤ空気圧監視システム導入促進助成金交付申請書」により、添付書類とともに徳ト協に対して助成金を請求しなければならない。
但し、請求は受付順とし、予算額に達した時点で終了するものとする。

（助成金交付）

第7条 徳ト協は、前条の「タイヤ空気圧監視システム導入促進助成金交付申請書」の提出があったときは、速やかにその申請書を審査し条件に適合すると認めるときは、事業者に対して、助成金を交付する。

（財産の処分制限）

第8条 事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して1年を経過するまでの

期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ徳ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

（その他必要な事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、徳ト協が別にこれを定める。

（附則）

第1条 本要綱は平成29年4月1日より適用する。